

## 地 域 再 生 計 画

### 1 地域再生計画の名称

森と人をそだてる森林総合産業創出プロジェクト

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

新城市

### 3 地域再生計画の区域

新城市の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### (1) 地域の現況

新城市は、平成 17 年 10 月 1 日に旧新城市と鳳来町および作手村が合併し誕生したばかりのまちである。愛知県の東端、東三河地域のほぼ中央に位置し、東は静岡県浜松市、西は豊田市に隣接している。

面積は、499k m<sup>2</sup>で、その約 84%は森林である。自然環境の豊かさから、市域の多くが国定公園や愛知県立自然公園に指定されている。また、市域の大半は傾斜度のある森林や農地で、一級河川豊川と矢作川の支流小河川が網の目状にあり、その谷頭部は水源涵養の役割を果たすとともに、生物多様性保全や土砂災害防止・土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、物質生産など多様な役割を果たしている。

#### (2) 地域の課題

このように森林と密接なつながりを持つ本市であるが、近年その森林管理に重大な支障をきたしかねない状況となっている。本市の人口は、昭和 60 年を境に減少が続き、平成 17 年国勢調査で 52,156 人となっており、少子高齢化も併せて進んでいる。このことは、本市の林業従事者の確保を難しくしており、加えて産業として成り立ちにくい木材関連業をとりまく厳しい市場の状況がさらに追い討ちをかけている。したがっ

て市域の約 84%を占める森林をどうするかは重要な問題である。このままの状況がつづく、森林の健全な機能が損なわれるばかりでなく、災害発生要因ともなる。現在、既に多くの森林が放置され、荒廃しており、その対策が急務となっている。

### (3) 今後の取り組み

そこで、本市は、森林を守るため「森林総合産業の創出」と名づけた一連の取り組みを行っている。この取り組みは、豊かな地域資源である森林・木材とのかかわりを見直し新たな関係性を構築することにより、森林や木材にかかわる暮らしと経済活動を再生しようとするものである。森林や木を第 1 次産業としての林業や第 2 次産業としての製材業の対象のみに限定しないで、広く森林の多様な機能と多様な価値(①生物多様性保全、②地球環境保全、③土砂災害防止・土壌保全、④水源涵養、⑤快適環境形成、⑥保健・レクリエーション、⑦文化、⑧物質生産など)に着目し、森林管理、森林教育、新エネルギー供給(木質バイオマス利用)、自然循環型農業(木材の炭化肥飼料など)、滞在体験型観光、木材の加工生産の川上への集約・再編など新規事業化を促進するとともに、雇用機会を増やすなど産業活動を活発化させている。

また、地域支援措置を活用し、NPOを中心として、森林資源を活用する能力をもった人材(基幹林業労働者、森林土木作業員、森林施業管理者、自然環境学習指導員、森林作業インストラクター、森林資源の商品化プランナー、市民参加の森づくりボランティアリーダーなど)や森林で働きたい若者をさまざまな角度(森林の多様な機能・多様な価値をいかす方向)から発掘し登録するとともに、森林に関する知識と技術を修得する場所と機会を整備し人材を育成する。

特に、重視していることは、市民参加の森づくりを進めるとともに、森林にかかわる人材育成と新産業の創造をめざすことである。

### (4) 地域再生計画の数値目標

森林総合産業の創出は、森林の多様な機能と多様な価値に着目して森林(自然)と人々の健全なかかわりを再構築しようとするものである。これによって、トータルな人間力の回復と再生、森林にかかわる地域経済活動の再編と活性化をはかることを主眼とする。

具体的には、計画の初年度には森づくり参加者数を延べ約 3,000 人、森林整備面積を約 2ha とする。そして、長期的には、計画を 3 段階に分けて推進し、その最終年度には森づくり参加者数をこれまでの実績

の倍となる約 20,000 人とする。森林整備面積は、約 30ha とする。

また、ボランティア活動を中心にした市民参加の森づくりは、潜在的な森林職能者の育成につながるとともに、新たなビジネスチャンスの創出を可能にする。

なお、社会が高度・複雑化し、「うつ病の時代」といわれる中(年間 3 万人余の自殺者)、森林(自然)とのふれあいは人々を元気にする。この効果を数量的にあらわすことはまだできないが、極めて大きなものである。さらに、森林総合産業の創出は「環境消費型産業から環境育成型産業への転換」であり、地域環境面での治山治水や水源涵養、快適環境形成や景観などの文化面において大きく貢献する。地球環境面においても森林の健全化は温暖化防止に貢献する(「地球温暖化対策推進大綱」では京都議定書の 6%削減約束のうち 3.9%に相当する 1,300 万炭素トン程度を森林の吸収により確保することが目標)。

#### 【地域再生計画の目標】

	初年度 (平成 18 年度)	計画最終年度 (平成 23 年度)
森づくり参加者数(延べ)	約 3,000 人	約 20,000 人
森林整備面積	約 2ha	約 30ha

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

森林総合産業を、林業や製材業をベースにしながらもエネルギー政策や環境政策、教育・文化政策、観光政策などにおけるビジネスチャンスを公共財としての森林の環境面に配慮した複合的で総合的な産業として確立する。環境消費型産業から環境育成型産業への転換の試みである。

取り組みは、「人材の発掘と育成」および「森林にかかわる新産業開発と展開」の 2 つの柱で構成する。「人材の発掘と育成」は、市民参加の森づくりを促進しようとするもので、森林にかかわる職能者リストの作成から無料職業紹介、「しんしろ森の学校」など森林体験学習の実施、自然環境学習をはじめとする自然観察・レクリエーション、地域通貨システムの導入による森林への新たなかわりの構築をめざすものである。「森林にかかわる新産業開発と展開」は、木質バイオマス利用を含めた森林資源の多段階活用、新産業創出のための異業種連携、流域連携のほか産官学の連携を進め

る。

「森そだつ・人そだついろいろの森」は、その大切な一環として行うもので、森づくりへの市民参加の促進と放置森林の健全化をめざすものである。取り組みは、森林の多様な機能と多様な価値に着目した PR パンフレット等を作成し、森林所有者に所有森林の提供を呼びかけるとともに、森づくりへの市民参加を呼びかける。具体的には、シンポジウムや森林に関する基礎知識の学習や森林体験学習を開催する。

また、こうしたことと並行して森林を手入れ・管理する人と森の新たな関係および新たなしくみを構築する。

## 5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

## 5-3 その他の事業

### 5-3-1 基本方針に基づく支援措置による取り組み

#### C2001 地域再生に資する NPO 等の活動支援（人材育成事業）

（実施主体）NPO 森林真剣隊

新城市内の森林活動団体のひとつである、NPO 森林真剣隊が行う森づくりや森林管理にかかわる人材の育成、これまでの森林管理の問題点を踏まえた新たな森林管理および森林と市民がかかわりを持つためのしくみづくりを支援するとともに、市も協働した取り組みを進める。

取り組みは、森林所有者の理解・協力と市民参加の森づくりを基本とする。森林所有者には、それぞれが所有している森林のうち、手入れ不十分な未管理林を森林改善活動のフィールドとして提供していただくよう呼びかけ、その趣旨を理解し賛同いただける方と協定ないし契約を結ぶ。また、市民参加の森づくりについては、まずは森林を知り、森林に近づき、森林の中に入るといった段階から、森林管理に関する一般的な学習と下草刈りや枝打ち、間伐などの初歩的作業の段階、そして森林の多様な機能と多様な価値(生物多様性保全、地球環境保全、土砂災害・土壌保全、水源涵養、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、物質生産)を効果的にいかす健全な森林管理をめざす段階を想定した森づくりと人材育成のしくみをつくとともに、そのしくみに基づいた活動を行

う。

具体的には、「しんしろ森の学校」や「森林ボランティアリーダー養成講座」のほか、森林に関する専門家を招いた学習会やシンポジウムを開催し、問題意識の共有化と解決策を探る。それとともに、上述したそれぞれの段階に応じた森林体験学習を開催する。特に、初年度はモデルフィールドにおける実践とその成果をもとに、参加者の募集、森林所有者への呼びかけ等のための、パンフレット作成及び広報活動に力を入れる。

これにより、手入れ不十分で荒廃している森林を整備するとともに、広範な市民参加の森づくりにより深刻化している森林問題解決の糸口をひろげ、森林環境と人と地域経済の再生に資する。

### 5-3-2 支援措置によらない独自の取り組み

#### (1) 木質バイオマス利用の調査・研究

法改正により焼却施設の構造と維持管理基準が強化されたことを踏まえた製材廃材等の適正処理と林地残材等の有効活用策をさぐるため、平成13年11月より取り組み開始。木質バイオマス資源化センターと木質バイオマス・コジェネプラントの事業化をめざしている。

#### (2) 木質バイオマス利用市町村連絡会

平成15年9月25日、新城市を事務局として発足した。東三河地域11市町村によって構成されている。森林へのこれまでのかかわり方を見直し、「木質バイオマス利用」を中心とした、新たな枠組みの創設と、実現に向けた具体的な取り組みについて協議している。

#### (3) 森林資源活用研究会

平成16年3月17日、新城市と豊橋技術科学大学との産学連携による調査・研究組織を発足させた。豊かな地域資源である森林を、バイオマス利用を中心とした観点から総合的に調査・検討することを目的としている。

#### (4) 持続可能な森林地域社会の創成を可能にする ForEST システムの提言

持続可能な林業の確立と森林生態系の健全化をめざす試みとして、豊橋技術科学大学と連携した調査・研究を行う。またこの取り組みを「ForEST システム」として確立する。

#### (5) 水源税(仮称)

平成17年度から、愛知県と東三河11市町村で構成する「財団法人豊川水源基金」が主体となって「水源林保全流域協働事業」を行っている。これは、豊川流域から徴収される水道料金から上水1tにつき1円を財源としているものである。さらに、愛知県では、平成19年4月1日施行に向け「森林環境税」導入の準備を進めている。「水源税」(仮称)は、そうした流れを踏まえて導入を検討している。豊川流域市町村および住民が森林の適正管理を目的に負担するものである。

## 6 計画期間

認定の日から平成24年3月末まで

## 7 地域再生計画の目標の達成に係る評価に関する事項

- ① 市民参加の森づくりは、その参加者数と森林整備面積を事業ごとに毎回把握記録し、それを市のホームページとNPO団体等の広報誌に掲載することにより行う。

これにより、次の事業参加者をさらに増加させることも狙いとする。

- ② 二酸化炭素吸収源の森林整備は、別途新城市が市民などと協働で作成作業を進めている「しんしろ地球温暖化防止地域推進計画」とも整合を図りながら行う。正確な数値管理は、同「計画」の進行管理として行う。

## 8 その他地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し